

第 3 5 回 農業委員会定例総会

開催日時	令和 8 年 4 月 2 2 日 (水) 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 1 6 分
開催場所	佐川町役場 2 階大会議室
出席委員	<p>農業委員 出席 5 名</p> <p>3 番森田 有紀 4 番氏原 延 5 番田村 公史</p> <p>7 番横島 悦子 9 番北添 正男</p> <p>農地利用最適化推進委員 出席 1 0 名</p> <p>田村 幸生 味元 健清 田村 宮幸 森 正彦</p> <p>永田 和道 邑田 昌平 中村 修 岡村 建介</p> <p>岩佐 誠志 北添 秀紀</p>
欠席委員	<p>農業委員 欠席 3 名</p> <p>2 番田村 和弘 6 番澤村 重隆 8 番藤田 省三</p> <p>農地利用最適化推進委員 欠席 3 名</p> <p>山口 修二 伊藤 洋章 田村 泰富</p>
事務局	<p>事務局長 藤本 雅徳 係長 前田 紗歩</p> <p>会計年度任用職員 大原 彰子</p>
日程	<p>第 1 開会</p> <p>第 2 議事録署名委員選任</p> <p>第 3 報告</p> <p>第 4 議事</p> <p style="padding-left: 40px;">第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件</p> <p style="padding-left: 40px;">第 2 号議案 農地法第 5 条に関する件</p> <p style="padding-left: 40px;">第 3 号議案 非農地証明願に関する件</p> <p style="padding-left: 40px;">第 4 号議案 地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件</p> <p>第 5 その他</p> <p>第 6 閉会</p>

<p>会長</p>	<p>定刻になりましたので、これより第35回農業委員会定例総会を開催します。</p> <p>本日は農業委員の2番田村和弘委員、6番澤村重隆委員、8番藤田省三委員、農地利用最適化推進委員の山口修二委員、伊藤洋章委員、田村泰富委員の6名から欠席の報告が入っています。</p> <p>定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、タブレット端末に送信のとおりです。</p> <p>日程第2. 議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、4番氏原延委員と5番田村公史委員を指名します。</p> <p>つづきまして、日程第3. 報告に移ります。事務局より報告を願います。</p>
<p>藤本局長</p>	<p>それでは、日程第3. 報告事項につづきまして、報告します。</p> <p>報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につづきましては、9日は、常設審議委員会の現地調査が上郷において行われ、常設審議委員会からは常設審議委員である古谷委員と門田委員、農業会議の田中さん、事務局より私と前田係長が出席しました。</p> <p>こちらに関しましては、先月の定例総会において審議しましたコスモス薬品の5条転用の面積が3反を越す転用案件のため、常設審議委員会での審査の前に現地調査が行われたものです。</p> <p>21日は、佐川町農業関係機関連絡会が高吾農業改良普及所において開催され、事務局より私と前田係長が出席しました。</p> <p>こちらに関しましては、令和8年度になってから初めての連絡会のため、自己紹介が行われ、その後各関係機関でのスケジュールや農業災害調査体制の確認や令和8年度の普及計画などが話し合われました。</p> <p>22日は、本日の定例総会となっています。</p>

	<p>また、今後の予定としましては、30日のJA高知ビルにて開催される常設審議委員会へ前田係長が出席する予定です。</p> <p>つづきまして、報告事項2. 賃貸借解約届1件について報告します。</p> <p>貸出人・借受人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p> <p>なお、解約事由は柑橘の栽培に不向きであったためとなっています。</p> <p>つづきまして、報告事項3. 農用地利用集積計画の変更2件につきまして報告します。</p> <p>貸出人・借受人や土地の所在、変更内容については議案書に記載のとおりです。</p> <p>つづきまして、報告事項4. 農地法第3条の3第1項の規定による届け出書11件について報告します。</p> <p>今回の届出事由は、4番が民法958条の2の審判、5番と6番が持分放棄、残りは全て相続となっています。</p> <p>届出者や対象農地の詳細は議案書のとおりです。</p> <p>これらの届出案件について、あっせん希望はありません。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
会長	事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？
	【質疑等なし】
会長	<p>質疑等がないようなので、これで報告を終わります。</p> <p>つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議題とします。</p>

	事務局の説明を求めます。
前田係長	<p>それでは、第1号議案農地法第3条に関する件3件について説明します。</p> <p>譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p> <p>1番と2番は賃貸借権の設定で、期間は5年間。賃料は反当り玄米30kgとなります。3番は贈与による所有権移転です。</p> <p>また、3番は行政書士の田中勇さんが代理人となっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
中村推進委員	<p>1番について報告します。</p> <p>申請地は下美都岐集落で、下美都岐公民館から南へ約400mの所にあります。現在は荒打ち状態で、許可後は露地で水稻を栽培する予定です。</p> <p>借受人は、主に水稻を栽培する専業農家です。農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案1番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案1番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、2番について、確認委員さんは欠席ですので、事務局から報告の代読をお願いします。</p>

藤本局長	<p>2番について、2番田村委員に代わり報告します。申請地は、乙は鳥の巣、東組は二ノ部丁集落で、乙は鳥の巣公民館から南西へ約300m、東組は斗賀野中央保育園から東へ約200mの所にあります。両方とも収穫後に耕起している状態で、許可後は露地で水稻を栽培する予定です。</p> <p>借受人については、1番と同じです。以上のことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告の代読が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案2番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案2番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、3番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
味元推進委員	<p>3番について報告します。申請地は虎杖野集落で、虎杖野公民館から北へ約140mの所にあります。現在は草刈り後に田起し作業を行った状態で、許可後は露地で水稻を栽培予定です。</p> <p>譲受人の住所は高知市内になっていますが、佐川町内で自営業をされており、申請地の隣接地が自宅です。添付されている営農計画書でも譲渡人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に従事しており、栽培に必要な農機具類はトラクター等の導入を予定しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>

会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案3番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案3番につきましては、申請のとおり決定しました。つづきまして、第2号議案農地法第5条に関する件を議題とする前に、私が関係する案件なので、ここで議長を5番田村会長職務代理へ交代します。</p> <p>田村会長職務代理、宜しくお願い致します。</p>
田村会長職務代理	<p>それでは、第2号議案につきまして、議長を会長から代わりまして私が務めさせていただきます。</p> <p>9番北添委員の退席を求めます。</p>
	<p>【9番北添委員 退席】</p>
田村会長職務代理	<p>9番北添委員が退席しましたので、第2号議案農地法第5条に関する件を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>第2号議案農地法第5条に関する件1件について説明します。</p> <p>申請人や土地の所在、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
田村会長職務代理	<p>それでは、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
北添推進委員	<p>1番について報告します。申請地は弘岡自治会の集落内で、加茂小学校から西に20mから120mの所にあり、東側は水路、西側は道路や畑、北側は鉄道、南側は県道です。現況は維持管理で、ここ数年は耕作していません。</p> <p>排水計画については、新設の道路側溝から調整池を経て玉割川へ流す計画であり、進入路も南側の県道から確保できており、問題ありません。</p>

田村会長職務代理	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
田村会長職務代理	質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案につきまして、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
田村会長職務代理	賛成全員。よって、第2号議案につきましては、許可相当という意見を県知事に送付することに決定しました。 9番北添委員の着席を求めます。
	【9番北添委員 着席】
田村会長職務代理	それでは、これで議長を北添会長へ交代します。
会長	田村会長職務代理、ありがとうございました。 つづきまして、第3号議案非農地証明願に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	第3号議案非農地証明願に関する件1件について説明します。 申請人や土地の所在、利用状況については議案書に記載のとおりで、行政書士の前田和さんが代理人となっています。 説明は以上です。
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
岩佐推進委員	1番について報告します。申請地は平野集落で、平野公民館から北東へ約160mの所にあります。現在は宅地となっています。 判断理由といたしましては、平成17年より作業小屋として宅地になっており、現在も使用していることから現況地目は宅地と判断しました。 佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条第5号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。

会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第3号議案は申請のとおり決定しました。 つづきまして、第4号議案地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	第4号議案につきまして、説明をさせていただきます。今回、地域計画に位置付けられている農地について、所有者から農地転用のため地域計画から除外したいという申出が産業振興課へ提出されています。 農業経営基盤強化促進法第19条及び第20条に基づき、地域計画を変更する際には、町から農業委員会へ目標地図素案作成の依頼があり、農業委員会がその素案を作成して町へ提出する手続きが必要で、本議案は、この法定手続に従って、町が変更しようとする該当箇所についての目標地図素案の承認をお願いするものです。 変更箇所と具体的な転用目的については、タブレットへ掲載している地図と議案書の用途目的欄をご確認ください。議案可決後の事務処理につきましては、これまでの地域計画変更時と同様の流れで進めます。 説明は以上です。
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第4号議案につきまして、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】

会長	<p>賛成全員。よって、第4号議案につきましては、提案のとおり決定しました。</p> <p>その他に移ります。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>私からは3点説明させていただきます。</p> <p>まず1点目は貸付希望申出についてです。</p> <p>貸付希望農地は庄田の1反2畝ほどの畑です。作付履歴はショウガ、貸付条件は要相談となっています。詳しい場所につきましては、お手元に配布している航空写真をご覧ください。</p> <p>借り手に心当たりがある方は事務局までご連絡をお願いいたします。</p> <p>2点目は借受希望申出についてです。</p> <p>借受希望は斗賀野地区、できれば永野近辺。1反5畝から2反の畑で、貸付期間は令和9年から5年間。作付予定作物は露地ピーマンとのことです。</p> <p>貸し手に心当たりがある方は事務局までご連絡をお願いいたします。</p> <p>3点目は、農地利用状況調査（一筆調査）の判断基準についてです。</p> <p>先月の総会において提案させていただいた内容は議案書のとおりですが、その内容について何か意見があれば4月の総会において修正等を行うことにしていましたが、何かご意見はありますか。</p>
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	農地利用状況調査（一筆調査）の判断基準につきましては、何かご意見のある方はいますか。
	【特になし】

会長	<p>それでは、一筆調査の判断基準については、事務局の提案内容を採用することで異議はありませんか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
会長	<p>それでは、一筆調査の判断基準は事務局案を採用することに決定しました。</p> <p>その他の情報共有・意見交換について、何かありますか。</p>
	<p>【特になし】</p>
会長	<p>その他、特にないようなので、これで第35回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>次の定例総会は、5月27日 水曜日 午後1時半から、佐川町役場2階大会議室で行います。</p>

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長：

議事録署名人：

議事録署名人：
